

イスタンブール日本人学校スクールバス運行管理規則

1. イスタンブール日本人学校(以下、学校)のスクールバス(以下、バス)の運行管理については学校運営委員会(以下、運営委員会)との委託契約に基づきバス会社(エロール社)がこれを行う。
 2. 運営委員会は、前年度に作成・承認された予算計画に基づき、バス運行が健全に運営されている事を定期的に確認する。
その為に、バス会社には四半期毎の会計報告を義務付け、そこに計画との乖離等 何らかの問題点が懸案される場合は、バス会社に必要な情報を提示させ、状況を確認・検討の上、必要に応じてバス会社に対して是正勧告を行い、然るべき対応を促す。
又、バス委員、保護者からの情報に基づき、安全で円滑な運行の継続 あるいは バスサービスの更なる向上に対して必要な方策の実施をバス会社に対して要求し、その実施をフォローする。
運営委員会は、翌年に予想される児童数の増減、物価上昇率 等を踏まえて、バス会社に作成させた次年度の予算計画 及び その結果に基づくバス料金の改定内容を精査し承認の上、次年度に引き継ぐ。
運営委員会は、バス会社からバス運行に対して何らかの提案(バスの更新計画 等)があった場合には、その内容を審議し、必要に応じてバス会社との調整を行った上でその内容を承認する。
 3. バス会社は、バスの運行管理について次のことを行う。
 - 1) 保護者からの利用申請の受付、受理の決定 及び 受付受理書の発行
 - 2) 利用者名簿の作成・維持管理
 - 3) 運行経路・乗降場所などの計画とそれに基づく運行表作成・更新 及び 関係者への展開
 - 4) バスの準備 及び 維持管理
 - 5) 運転手・添乗員の選定・雇用
 - 6) 運転手・添乗員への継続的な安全指導 及び 運行に変更があった場合 等の必要事項の指示・フォロー
 - 7) 各バス毎にバス利用状況の確認、問題点の吸い上げ 及び 必要に応じ 運営委員会・学校への提起
 - 8) 運行にまつわり、車体整備・事故処理・保険加入 等 外部との必要な交渉に関する対応
 - 9) 保護者からのバス料金徴収をはじめとする会計管理全般。
 - 10) 運営委員会への定期的な会計報告(四半期毎) 及び 委員会からの要望に対する対応
 - 11) 次年度予算・バス更新計画 等の素案作成 及び 委員会への提示
 - 12) その他バスの運行管理全般に関する事項
4. 学校は、バスの運行に関して次のことを行う。
 - 1) バス会社の実務的支援… バス会社と運営委員会・バス委員・保護者間のコミュニケーション上での橋渡し機能
 - 2) バス利用者への安全指導 及び 乗車上の公德指導(教育の一環として)
 - 3) 原則として、児童生徒の登下校にはスクールバスを利用していただきます。
5. 運営委員会は、バス利用者の保護者の中から、バス委員として若干名を委嘱し、下記の事項を委託する。
 - 1) バス運行状況の確認 及び 必要に応じた運営委員会への問題点の提起
 - 2) 緊急連絡網の展開窓口
 - 3) バス運行に対する検討の場へ保護者代表として参画 及び 必要に応じ保護者の声の取り纏め

6. バス利用者の保護者は適宜、傷害保険等に加入して、運行中の事故等に備えるものとする。

7. 本規則の改廃は、委員の10分の7以上の出席で成立する運営委員会において、出席委員の10分の8以上の賛成で成立する。

8. バス料金

1)バスサービスを A. 体育施設 或いは 校外授業 等に伴う移動 B. 通学 の二つに分割し、Aは、授業の一環である事から、学校とバス会社間で結ばれた契約に基づいて、提供されるのに対し、Bは、各保護者とバス会社間で個々に結ばれる契約に基づいて提供される。

合わせて Aの費用が 同じ理由で、授業料から供出されるのに対し、Bの費用は上記契約に基づき、各保護者がバス会社に直接支払いを行う。

2)通学バス費用は、学校と乗降場所を直接行き来する際の走行距離に基づき設定する関係上、乗降場所によって金額が変動する。

3)兄弟で通学バスサービスを利用する場合の費用は、第2子から5%の割引を適用。

4)児童生徒が学校を長期欠席する場合の通学バス料金は、長期欠席月の出席日数が授業日数の2分の1以上の場合には全額、出席日数が2分の1未満の場合は半額を徴収するものとする。又、該当月の出席日数が無い場合は、その月のバス料金を徴収しない。

5)バス費用は 授業料の納付と同じく4月、8月 及び 12月の年3回に分けて、各4カ月分をTL建てで徴収。

6)支払い月の前月末にバス会社より、請求書を発行、当月の10日迄に、指定の銀行口座へ振込みで支払い実施。

7)振込み確認後、バス会社より各家庭へ領収証を発行。

8)請求書・領収書は各バスの添乗員から各生徒児童(兄弟がいる場合、第1子)に手渡しで配布。